

COVID-19 対策 障がい者の権利に関する専門家が共同声明

2020/04/01

国連人権高等弁務官事務所

障がい者権利委員会委員長と障がいと施設・サービス等の利用の容易さ担当国連事務総長特使が共同声明を發した。内容は以下のとおり。COVID-19 パンデミックはすでに介護施設や精神科病院などで拡大しており、政府は障がい者の安全と統合性を確保し、彼らがあらゆる形態の収容施設から出るための措置を加速し、彼らが他の者と同じ範囲・質・基準の医療に確実にアクセスするための措置をとるべきである。また、COVID-19 の予防・封じ込め措置の策定・実施・監視では、障がい者の意見を聞き、彼らの参加を確保し、隔離の場合には食糧・医薬品・生活必需品の提供を確保すべきである。自宅療養・個人的支援を含むコミュニティ内での広範な支援、必要なリハビリサービスを中断してはならない。COVID-19 の危機に関わる全てのサービスは、障がい者が他の者と同じようにアクセス可能になるよう、様々な方法で提供されるべきである。

COVID-19 対策 国内避難民の人権に関する専門家が声明

2020/04/01

国連人権高等弁務官事務所

国内避難民の人権に関する特別報告者が声明を發した。内容は以下のとおり。国内避難民は、保健・水・衛生・食糧・適切な住居へのアクセスが制限され、しばしば差別を受けているために、COVID-19 に感染するリスクが高い。政府はパンデミック対応において、最も脆弱な立場にある彼らのことを忘れてはならない。キャンプや集団居住地は過密状態にあり、COVID-19 の感染軽減のためにそうした収容施設は物理的・構造的に不適切である。高齢者や健康状態が悪い避難民の脆弱性は高く、障がい者・マイノリティ・先住民族の避難民には基本的サービス・医療へのアクセスの障壁がある。政府は全ての国内避難民の水、衛生施設、適切な住居、食糧へのアクセスを確保しなければならない。また、病気のリスク・予防・治療に関する情報を伝え、適時に差別のない治療へのアクセスを保障しなければならない。さらに、各国政府に対し、意思決定過程に国内避難民を含めるよう求める。

COVID-19 対策 一方的強制措置に関する専門家が声明

2020/04/03

国連人権高等弁務官事務所

一方的強制措置が人権に与える悪影響に関する特別報告者が声明を發した。内容は以下のとおり。国際社会に対して、現在の共通の脅威が除去されるまで、全ての制裁を解除少なくとも一時停止するよう求める。外交政策手段として制裁を用いている全ての政府に対して、医薬品・医療機器・食糧その他の基本物資の購入妨害の措置を含む、貿易障壁の措置を直ちに撤廃し、関税・関税割当・非関税の措置を禁止するよう求める。これは最重要・緊急事項である。イラン・ベネズエラ・キューバ・シリア・イエメンなどの制裁対象国では、医療機器は旧式で、医薬品や防護手段が不足している。そうした国々は、医療機器・医薬品・抗ウイルス剤・食糧を国際市場から購入する財源がなく、大打撃を受けている。パンデミックは深刻な経済危機を引き起こし、とりわけ最貧層の女性・高齢者・若者・子どもなど、最も脆弱な人々に重大な人道的悪影響を与えている。

COVID-19 対策 移住者と人身取引被害者の保護を求める共同声明

2020/04/03

国連人権高等弁務官事務所

移住者と人身取引被害者に関する 2 名の特別報告者が共同声明を発した。内容は以下のとおり。非正規移住者・庇護希望者・人身取引被害者は必要な保護もなくウイルスにさらされる環境で生活・労働しており、COVID-19 に感染するリスクは一際高い。各国政府は、COVID-19 対策において彼らを保護するための包括的な措置を直ちにとらなければならない。例えば、すでに在留が認められている者に対し危険回避・医療アクセス確保のための労働許可の付与、移住者・庇護希望者に対し社会・医療サービスへのアクセスを含む一時的在留資格の付与、脆弱な状況にいる移住者・人身取引被害者の全ての保護・支援プログラムの最低 6 ヶ月間の自動延長、不適切・過密な施設に収容されている移住者に対し情報・助言と感染防止手段の提供や、別の住まいの提供・移動の検討などである。さらに、移住者施設の全居住者のウイルス検査・医療相談・治療確保のための手続きを整える必要がある。

COVID-19 対策 アフリカ系の人々に関する作業部会が声明

2020/04/06

国連人権高等弁務官事務所

アフリカ系の人々に関する作業部会が声明を發した。内容は以下のとおり。COVID-19 危機において、各国政府はアフリカ系の人々が特有の健康リスクに直面していること、人種差別・偏見・ステレオタイプが政策に蔓延していることを認識していない。これまでのところ、アフリカ系人々特有の脆弱性に関する公衆衛生上の保護は行われていない。危機対応に関する研究・知見でさえ、彼らの医療における特有の障壁や政策の人種差別的影響を看過している。この危機的状況で大きな負担とストレスがかかっている医療従事者や地域の指導者には、人種差別防止のためのガイダンスが必要である。多くのアフリカ系の人々がサービス産業で働き、密集したコミュニティに住み、食糧・水不足に直面し、住居を得られない。また、極度に感染率が高く、保護措置がなく、労働を強いられる場合もある刑務所や難民・国内避難民キャンプにも数多く収容されていることも懸念する。

COVID-19 対策 暴力等からの子どもの保護を求める共同声明

2020/04/07

国連人権高等弁務官事務所

子どもの売買等に関する特別報告者と子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表が共同声明を発した。内容は以下のとおり。封じ込め措置の実施や保護サービスの中断のために、様々な施設にいる子どもに対する暴力・性的虐待・搾取は気づかれず、彼らに対する危険が高まっている。政府に対し、スタッフと設備の整った子どもの保護サービスを確保し、法執行官と全ての子どもがアクセスできるようにするよう求める。また、移動が制限され、オンライン利用者が増えた結果、オンラインでのいかがわしい行為や子どもの性的虐待の配信などが増える可能性がある。そうした事件の早期発見、性的搾取のコンテンツの遮断・削除のために、民間企業と法執行官の共同の取組みが重要である。さらに、世帯収入の喪失により、子どもの労働・家庭内奴隷・買売春・物乞い等の搾取が生じるであろう。我々は子どもの保護担当者、コミュニティ、法執行官の支援に努めなければならない。

国際ロマ・デー COVID-19 対策についてマイノリティに関する専門家が声明

2020/04/08

国連人権高等弁務官事務所

国際ロマ・デーに際し、マイノリティの問題に関する特別報告者が声明を發した。内容は以下のとおり。国際ロマ・デーは、ロマ・シンティ・トラベラーの欧州各国等での多大な貢献を称賛するだけでなく、彼らが周縁化・差別されている生活分野について検討する機会でもある。彼らの処遇は大きな人権問題である。特に今、コロナウイルスの検査・基本的医療・衛生等の公的サービスへのアクセス、COVID-19 パンデミック中の公衆衛生に関する母語での情報入手において継続的な障害があるために、彼らの脆弱性が高まっている。また、過去数カ月間にロマに対するヘイトスピーチやスケープゴートが激増している。極右主義や外国人排斥主義の集団が、COVID ウイルスを拡散したとして、あるいは当局の保護措置に違反しているとして、ロマその他のマイノリティを非難している。こうした事態は、全てのマイノリティの人権・平等・無差別のためにより一層努力する必要性を示している。

COVID-19 対策 開発の権利に関する専門家が声明

2020/04/09

国連人権高等弁務官事務所

開発の権利に関する特別報告者が声明を發した。内容は以下のとおり。コロナウイルス対策決定者は、国内・国家間の不平等の解消を目指す取組みから後退する決定を行う可能性がある。多くの国の対策が概ねトップダウンで行われ、しばしば正規の協議や参加のプロセスが崩壊している。全ての政府に対して、不利な立場にあり周縁化され脆弱な個人・集団の対策決定プロセスへの参加を確保するよう求める。対策が正しく設定され、2030 アジェンダの「誰一人取り残さない」約束に沿うように、政府と国際金融機関に対し、参加型の取組みを促進し適切に資金を提供するよう求める。また、各国と国際機関は COVID-19 危機の影響に関する適切なデータの収集を直ちに開始すべきである。状況の正確な把握、不平等の可視化、取り残されている人々の特定のために、データは少なくともジェンダー・年齢・障がい・収入・人種・民族別に分類されたものでなければならない。

COVID-19 対策 集会・結社の自由に関する専門家が声明

2020/04/09

国連人権高等弁務官事務所

平和的集会・結社の自由に関する特別報告者が声明を發した。内容は以下のとおり。いかなる国・政府も単独で現在の危機を解決することはできない。市民社会団体をパンデミックとの闘いの戦略的パートナーとみなすべきである。しかし現実には、効果的対応の支援を行う市民社会などに対して、制限が課されている。各国政府に対し人権義務に合致した対応の必要性を想起するよう促し、特に以下の原則を強調したい。①新たな法的措置による人権尊重の確保、②公衆衛生非常事態を人権侵害の口実とすることの禁止、③民主主義の無制限延期の禁止、④包括的な参加の確保、⑤オンラインでの結社・集会の自由の保障、⑥職場での結社・集会の自由の保護、⑦表現の自由の確保、⑧市民社会の国際機関への参加の確保、⑨国際連帯のこれまで以上の必要性、⑩COVID-19 が将来に及ぼす影響の把握と人々の改革要求への対応、である。

COVID-19 対策 人権理事会・人権高等弁務官がバーチャル会議

2020/04/09

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会が人権高等弁務官らと初のバーチャル会議を行った。人権理事会議長は、現在の危機は社会に対し、命か生計か、健康かプライバシー確保や移動・平和的結社の自由かの苦しい選択を強いていると述べた。人権高等弁務官は、パンデミック対策において誰一人取り残してはならないこと、あらゆる国が感染症の影響削減と不平等の拡大阻止のために広範囲の経済的・社会的措置をとらなければならないこと、市民的政治的権利の尊重が必要であることを強調した。他の発言者は、法の支配・ジェンダー平等・人道原則を維持する国際的な解決策が必要であること、デジタル監視技術は国際法に従って利用されなければならないこと、このパンデミックがデジタル監視の新時代をもたらしてはならないこと、パンデミック対策は均衡が保たれ時限的・透明であり、定期的に見直されなければならないこと、その確保の役割を議会・メディア・市民社会が果たすべきであることなどを主張した。

COVID-19 対策 集会・結社の自由に関する専門家が声明

2020/04/14

国連人権高等弁務官事務所

平和的集会・結社の自由に関する特別報告者が、COVID-19 危機において政府や法執行官が人権侵害を回避するための詳細なガイドラインを公表し [4 月 9 日付記事を参照]、声明を發した。内容は以下のとおり。効果的な COVID-19 対策の支援者を含む市民社会に対して制限が課されていることを懸念する。市民社会団体は、政府の包括的政策の企画、情報の拡散、脆弱なコミュニティへの必要な社会的援助の提供において、重要な役割を果たしている。人権と基本的自由に対する一律の制限を宣言することは許されない。市民社会特に人権監視団体、労働組合、人道支援団体、危機対応を報道するジャーナリストは制限の対象外とされるべきである。非常事態は平和的集会・結社の自由を停止するものではない。ガイドラインは、すでに実施されている措置が人権義務に合致し、市民の要求を十分に考慮したものとなるよう、政府が見直す際の手助けとなるはずである。

COVID-19 対策 人権と環境に関する専門家が声明

2020/04/15

国連人権高等弁務官事務所

COVID-19 危機の中、多くの政府が環境に関して基準の緩和、監視の一時中止、施策の縮小、市民の参加の制限を行っている現状に対して、人権と環境に関する特別報告者が声明を發した。内容は以下のとおり。高レベルの大気汚染地域の住民は COVID-19 による致死率が高く、清潔な水がウイルス感染防止に不可欠なことは科学が示している。現在の世界的パンデミックによって、安全・清潔・健全・持続可能な環境の死活的な重要性が浮き彫りになっている。パンデミックは、多くの人々特に貧困者・マイノリティ・高齢者・先住民族・女性・子ども等、環境危害を受けやすい人々の権利を侵害する可能性がある。環境規制を緩和・一時中止する短絡的な決定は、事態をより一層悪化させるであろう。健全な環境はパンデミック防止、人権保護に効果的であり、各国政府は短絡的な決定を下すよりはむしろ「2030 持続可能な開発目標」の達成努力を加速する必要がある。

COVID-19 対策 人権高等弁務官が自発的帰国の保障を求める

2020/04/15

国連人権高等弁務官事務所

バチエレ人権高等弁務官が声明を発した。内容は以下のとおり。国際法上、全ての人はパンデミック時であっても自国へ帰還する権利を有する。各国政府に対し、安全で尊厳が保たれた自発的帰国とともに国民との持続可能な再統合の確保に全力を尽くすよう求める。政府には、自国民を受け入れ、彼らの保健その他の権利へのアクセスを確保する義務がある。さもなければ彼らは極めて脆弱な立場の移住者となる。各国政府は、COVID-19 の防止・対応・回復計画の中に全ての移住者を含め、情報・検査・保健・社会的保護への平等なアクセスを確保すべきである。COVID-19 パンデミックが世界の多く国内・国家間で偏見や差別を引き落こしている。送出国・受入れ国を含む全ての国は、移住者の人権を尊重・保護・保障する義務がある。自発的帰国者は、国の対応・社会的保護・再建戦略に差別なく含まれ、公私の分野で偏見や排除から守られるべきである。

COVID-19 対策 債務と人権に関する専門家が各国政府と国際金融機関に書簡

2020/04/15

国連人権高等弁務官事務所

対外債務と人権の影響に関する独立専門家が、各国政府と国際金融機関に書簡を送った。内容は以下のとおり。政府は、人権や社会的状況を見落とす企業・銀行・投資家を公表するだけでなく、COVID-19 による不平等・貧困に対する財政支出を劇的に増やさなければならない。COVID-19 による経済的影響を受けた個人の返済猶予、生活水準維持のための無条件の現金給付、緊急避難所の提供、立退きや電気・水道停止の中止などの措置を直ちに検討すべきである。また、債務超過の貧困国の返済猶予や、債務の再構築が必要である。政府はさらに、栄養・住居・教育、環境的に持続可能な小規模農業に投資すべきである。富裕税を課すことも可能かもしれないが、さらに大規模な改革計画をとるべきである。富裕者と大企業に資産に見合った社会への貢献が求められている今こそ、積極的な税制改革を含む再分配の正義のための構造改革に真剣に取り組むべき好機である。

人権高等弁務官事務所が COVID-19 と LGBTI の人権に関する指針

2020/04/17

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官事務所が、COVID-19 と LGBTI の人々の人権に関する指針を新たに公表した。この指針には、パンデミックにおける主な懸念事項ととるべき行動が挙げられている。例えば、LGBTI の人々の失業率や貧困率は高いため、危機の経済的影響縮小の措置では彼らの状況を十分に考慮すること、また、支えとなる家族・同居者がいない中で暴力被害・不安やうつ状態が高まっても外出禁止令のために外に出られない LGBTI の若者がいることなどが指摘されている。バチレレ人権高等弁務官は、以下の諸点を指摘した。LGBTI は多くの社会で最も脆弱で周縁化されており、COVID-19 の危険に最もさらされている人々であること、パンデミック対策は全ての人々の生命・健康の権利が保護されて初めて機能すること、この対策には、LGBTI の人々の特別な脆弱性の特定と対応、無差別の確保、解決策の特定、意見の聴取を含めること、である。

COVID-19 対策 過剰な武力行使の禁止を求める共同声明

2020/04/17

国連人権高等弁務官事務所

37 の人権理事会特別手続の担当者が共同声明を發した。内容は以下のとおり。脆弱な状況に置かれている人々の殺害や過剰な武力行使が増えている。政府と法執行官は、生命の恣意的剥奪・拷問・虐待の禁止は絶対的であり、何時も制限を受けないことを思い起こすべきである。非常事態中であっても武力行使は合法性・必要性・均衡性・事前通告の原則に従うべきであり、武力行使や火器の使用は回避され、非暴力の措置が尽くされなければならない。外出禁止令や移動制限の違反は、警察による武力の過剰行使を正当化する根拠にはならない。いかなる状況でも殺傷力の高い武器の使用が許されてはならない。法執行官は地域の事情、特定の人々のニーズや脆弱性を考慮し、武力行使の際には必要性・均衡性を確保し事前通告することが重要である。多くの人々にとって、ウイルス以上に非常事態措置が生命・生計・尊厳に対する直接の脅威となる可能性がある。

COVID-19 対策 宗教・信念に関する専門家が声明

2020/04/17

国連人権高等弁務官事務所

宗教・信念に関する特別報告者が声明を發した。内容は以下のとおり。COVID-19 発生以来、反ユダヤのヘイトスピーチが急増している。宗教指導者や政治家の中には、ユダヤ等のマイノリティに対するヘイトを拡大するために、パンデミックによる難局を利用している者がいる。COVID-19 ウイルスの発生・拡大は、世界を支配しようとするユダヤやイスラエルの責任だという主張さえある。今こそ反ユダヤその他の不寛容・差別を一丸となって排除しなければならない。防止措置への投資、ヘイトクライム法の制定が必要である。各国政府に対し、ユダヤ人のコミュニティ・団体と協力し、ヘイトスピーチ・クライムの監視を強化し、被害者支援対策を策定するよう求める。市民社会団体や宗教活動家が、反ユダヤに対するゼロ容認を示すことも不可欠である。公衆衛生を保護しつつ、全ての人々が恐怖なく宗教・信念の自由を可能な限り行使できることがかつてなく重要になっている。

COVID-19 対策 女性差別に関する作業部会が声明

2020/04/20

国連人権高等弁務官事務所

女性・少女に対する差別に関する作業部会が声明を發した。内容は以下のとおり。女性は基本的医療などのサービスの提供、コミュニティの運営に携わり、多くが COVID-19 対応の最前線に立っており、特に高い危険性にさらされている。COVID-19 対策では、女性・少女が性・ジェンダー・年齢・障がい・民族・移住などに基づく特有の危険性に直面していることを考慮しなければならない。さもなければ様々な差別が一層深刻化するであろう。女性・少女に不可欠な保健サービスが制限され、シェルター不足により DV が増加している。フェミサイドの頻発の報告もある。各国政府は、女性・少女に性・生殖に関する保健サービスを含む普遍的医療を提供するとともに、DV や性暴力を受ける危険性のある女性・少女への支援サービス・緊急措置・法的支援を確保しなければならない。また、COVID-19 に関する政策は、様々な集団の女性の平等・有意義な参加を得て決定されなければならない。

COVID-19 対策 宗教・信念の自由に関する専門家が声明

2020/04/22

国連人権高等弁務官事務所

宗教・信念の自由に関する特別報告者が声明を發した。内容は以下のとおり。現在のパンデミックが原因で多くの国で宗教的不寛容が再燃している。キリスト教・ユダヤ教・イスラム教信者を含む宗教・信念のコミュニティをスケープゴートにするヘイトの扇動が急増し、また、様々なマイノリティの移住者・難民・庇護希望者に対する偏見もみられる。彼らは言葉による虐待、死の恐怖、身体的攻撃に直面し、基本的保健サービスの拒否など公共サービスへのアクセスでも差別を受けている。こうしたヘイトや暴力の扇動は決して許されない。偽情報対策としての政府による国民への正確・信頼できる情報提供戦略、ヘイトスピーチ阻止のための政治指導者の確固たる取組み、宗教を信ずる全ての者の連帯が必要である。また、市民社会と宗教団体に対し、COVID-19 関連のオンライン情報にアクセスできないあらゆる人々のために、幅広い連絡・支援を行うよう求める。

COVID-19 対策 女性差別撤廃委員会がガイダンス公表

2020/04/22

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会が、COVID-19 対策において政府が女性の権利を維持するためにとるべき措置に関する詳細なガイダンスを公表した。ガイダンスは、COVID-19 対策と危機後の復興計画は、女性の経済的エンパワメントを促進し、雇用・社会的保護制度におけるジェンダー平等に取り組むべきであること、また、そうした計画の策定と意思決定において女性の平等かつ有意義な参加を確保しなければならないことを強調している。その他の措置として、COVID-19 の早期診断・治療の確保により、子どもや病人家族の主なケア提供者である女性の高い健康リスクへの対処、オンラインでの避妊薬の処方などのアクセスしやすい手続による性・生殖に関する健康/権利への秘密の保たれたアクセス手段の提供、アクセス可能な手段による継続的教育の確保、ジェンダーに基づく暴力の被害者やその危険のある女性・少女のための保護命令や安全なシェルターへのアクセスの促進などが含まれている。

COVID-19 対策 裁判官・弁護士の独立に関する専門家が声明

2020/04/22

国連人権高等弁務官事務所

裁判官・弁護士の独立に関する特別報告者が、裁判官・検察官・弁護士などが司法制度の機能を維持するための 7 つのガイドラインを公表し、声明を発した。内容は以下のとおり。COVID-19 危機はすでに機能的・独立した司法制度に深刻な影響を与えている。独立した司法へのアクセスの欠如は、不正な行為や不処罰の発生につながる。健康危機による経済的・社会的不安定や景気後退のために、暴力や犯罪のリスクが高まる可能性がある。最重要な事案を優先するために司法サービスの即時主流化が必要であり、未成年・民事・経済に関わる事案の起訴は延期すべきである。また、未決拘禁の最小化や政治犯・少年犯などの釈放が検討されれば、過密な刑務所内でのウイルス感染のリスクが軽減するであろう。裁判官・検察官その他の職員は、聴聞に参加し、弁護士・当局者などと接しなければならない状況から、COVID-19 検査計画では特別に留意されるべきである。

COVID-19 対策 極度の貧困に関する専門家が声明

2020/04/22

国連人権高等弁務官事務所

極度の貧困と人権に関する特別報告者が声明を發した。内容は以下のとおり。COVID-19 対策として大規模な政策転換や金融支援策が行われているが、最も脆弱な者は正当に扱われず排除されている。多くの国の政策は最富裕層の経済的利益を最優先にしており、基本的サービス提供の仕事で過酷な状況に置かれている人々や自立できない人々にはほとんど役に立っていない。COVID-19 により 5 億人以上の人々が貧困に陥る可能性がある。ILO は今後数ヶ月内に約 2000 万のフルタイム労働者が失業すると推定しており、今年の損失利益は 3 兆 4,000 億ドルになるとの予測もある。この危機は貧困者に圧倒的な影響を与える。彼らは合併症を抱え、過密な住居に住み、長期間自宅に留まるための資金もなく、低収入の仕事に就き、健康リスクか無収入かの選択を迫られている。パンデミックで最も弱い立場に立たされている人々の保護は、極めて不十分である。

COVID-19 対策 社会権規約委員会・同委員長が声明

2020/04/23

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会が声明を發した。声明では、COVID-19 パンデミックの中で経済的・社会的・文化的権利を保護するために必要な措置が記載されており、水・石鹼・消毒液の提供、労働者の仕事・給料・給付金の保護、感染リスクからの労働者の保護、助成金や減税などによる経済的影響の緩和、立退きや担保権の実行の一時停止、必需品で暴利を得ることの禁止、所得補助その他の措置などが挙げられている。続いて委員長が声明を發した。委員長は、COVID-19 パンデミックを決定的に根絶するためには、今こそ国際連帯が必要であると強調し、特に発展途上国や保健制度が脆弱な国々にウイルスが拡散しており、各国はこの世界的問題に立ち向かうために地域的・国際的に協力すべきであると訴えた。そして、委員会は今後数カ月から数年にわたり、COVID-19 パンデミックに対する国内・国際的措置を含め、各国の行動を注視していく所存であると述べた。

COVID-19 対策 高等弁務官がメディアの締めつけを警戒

2020/04/24

国連人権高等弁務官事務所

国際新聞編集者協会によれば、COVID-19 発生以降、メディアに対する妨害が 130 件以上あり、その中には 50 件以上の情報へのアクセス制限、検閲、誤情報に対する過剰な規制が含まれている。アジア太平洋・米大陸・欧州・中東・アフリカで 40 人近いジャーナリストが、政府のパンデミック対策を批判的に報道したり、感染者や死亡者の公表人数を疑問視したために逮捕・起訴されたことも伝えられている。さらに、ジャーナリストが COVID-19 対策に関する批判的な記事を公表した後に失踪したり、政府の動向を報じる報道機関が当局により閉鎖されたという報告もある。こうした事態を受けて、バチエレ人権高等弁務官が声明を發し、多くの人々が孤立し健康と生活に不安を感じているパンデミックにおいて、自由なメディアはこれまで以上に我々の支えになっており、ジャーナリストをハラスメント・脅迫・拘束・検閲から守ることは、我々全てが安全であるための助けとなると述べた。

COVID-19 対策 高等弁務官事務所がガイダンスを公表

2020/04/27

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官事務所が COVID-19 に対処する各国政府のために、緊急事態・例外的措置に関する新たなガイダンスを公表した。ガイダンスには、国民の生存を脅かす緊急事態が公に宣言されているならば、人権法に基づき公衆衛生を保護するために政府はいくつかの権利を制限することができるが、いかなる場合も制限は必要・均衡・無差別でなければならず、期間限定で行われ、過度な実施を防止する手段が設けられていなければならないこと、また、生命の権利、拷問・虐待の禁止、恣意的抑留を受けない権利などは、あらゆる状況で継続して保護されることなどが示されている。バチレ人権高等弁務官は、政府の緊急事態権限は反体制派の鎮圧、国民の支配、政権維持のための武器となってはならず、パンデミックへの効果的対処のために用いられるべきであると強調し、また、警察等による外出禁止令徹底のための過剰な武器の使用、違反者の拘束などに懸念を示した。

COVID-19 対策 ビジネスと人権に関する作業部会が声明

2020/04/28

国連人権高等弁務官事務所

ビジネスと人権に関する作業部会が声明を發した。内容は以下のとおり。COVID-19 パンデミックにおいて、政府と企業は全ての人々特に脆弱な労働者の福利と権利を最優先にしなければならない。現在の世界的な健康・経済の危機によって政府と企業が人権基準を低下させないこと、経済成長のために人権基準を疎かにしないことが求められている。権利侵害や生計手段の喪失のリスクが最も高い労働者を保護することが肝要である。企業は全ての人々を尊厳を有する者として扱い人権を尊重する自律的責任を有しており、健康危機において労働者の健康と安全を確保しなければならない。有給病気休暇や安全具などの保障が不可欠である。ビジネスと人権に関する指導原則には COVID-19 における政府と企業のための指針が示されている。指導原則の“保護、尊重、救済”の3原則が、現在の危機とその後における政府と企業の行動の基本となる。

COVID-19 対策 真実・正義等に関する専門家が声明

2020/04/29

国連人権高等弁務官事務所

真実・正義・賠償・再発防止に関する特別報告者が声明を発した。内容は以下のとおり。過密な刑務所に対する緊急の COVID-19 対応措置が、重大な人権侵害、人道に対する罪、ジェノサイド、戦争犯罪の有罪者の不処罰を招くようなことがあってはならない。これらの有罪者に対する恩赦、減刑、刑事免責などの措置は無効である。人道的恩赦が認められる場合があるが、これは疾病末期のときに限られる。こうした受刑者は通常、安全上の理由から多数者との接触を避ける抑留措置がとられており、安全・健康の面では他の受刑者に比べて有利な状況に置かれている。仮に彼らに関しても過密の問題が当てはまるならば、別の刑務所に移送されるべきである。それが不可能な場合には、一時的な自宅監禁が適切な監視の下で行われることになるが、危機的状況が収束し次第、残りの刑期を全うするために刑務所に戻されなければならない。

強制失踪委員会 オンラインで開催予定

2020/04/29

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会第 18 会期が 5 月 4 日からオンラインで行われる予定である。これは国連条約機関で初の完全なバーチャル会期であり、COVID-19 パンデミックのなかで各国の人権記録の監視を継続するための特別措置である。初日には、強制失踪の被害を受けた女性がコロンビアから全ての被害者に敬意を表し、自身のケースに委員会の活動が与えた影響について話す予定である。開会と彼女が発言する模様はウェブ中継される (<http://webtv.un.org/>)。その後の討議は非公開で行われる。強制失踪条約の締約国(現在 62 カ国)は条約の実施状況について、10 名の独立の国際的専門家から成る委員会から定期的に審査を受けなければならない。

COVID-19 対策 高等弁務官事務所が障がい者に関するガイダンスを公表

2020/04/30

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官事務所が政府その他の関係者のために、COVID-19 と障がい者の人権に関するガイダンスを公表した。ガイダンスは、パンデミックにおける主な関心事項と重要な行動を示している。その目的は、障がい者に対するパンデミックの影響を認識させ、世界でとられている有望な実行に注意を向けさせることにある。また、政府その他の関係者のとるべき重要な行動を特定し、障がい者を含む人権に基づいた対策のための資料を提供することにある。バチレ人権高等弁務官は、障がい者は COVID-19 の大きなリスクに直面するだけでなく対策からも多大な影響を受けており、我々は、この二重のリスクに対処するため彼らのニーズに応えた計画を採用しなければならないと述べた。そして、施設内の高い致死率やネグレクトの報告があり、今こそコミュニティでの支援が必要であると訴えた。また、パンデミックのなかで障がい者が差別や偏見を受けていることに憂慮を示した。

COVID-19 対策 人権理事会・特別手続調整委員会らがバーチャル会議

2020/04/30

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会が特別手続調整委員会と、COVID-19 の人権への影響に関するバーチャル会議を行った。調整委員会は特別手続担当者 6 名から成り、担当者間の調整を強化し、彼らと高等弁務官事務所・国連人権機関・市民社会の橋渡しを行う。今回の会議には、33 カ国と EU、NGO5 団体も参加した。調整委員会委員長は、委員会は COVID-19 に関するウェブページ[国連人権高等弁務官事務所 HP、“COVID-19 and Special Procedures”] の作成を手助けしたと報告し、特別手続担当者らはこの難局に立ち向かい、強い声明・行動・改革策を通じて人権に基づいた取組みを促し、各国政府が人権に合致した政策・決定を確保するよう支援していると述べた。調整委員会委員である健康に関する特別報告者は、パンデミックに効果的に対処する方法は、無差別・参加・エンパワメント・説明責任の原則をあらゆる政策に適用することであると述べた。